

大口定期預金

(2015年3月9日現在)

| | | |
|-----------|---|--|
| 商 品 名 | 大口定期預金 (自由金利型定期預金) | |
| 販売対象 | ・ 法人、個人 | |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1カ月、2カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・ 満期日指定方式：1カ月超5年未満で任意の日を満期日として指定できます。 ・ 定型方式の場合は、預入時の申出により、自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。 | |
| 預入 | 預入方法 | ・ 一括預入 |
| | 預入金額 | ・ 1,000万円以上 |
| | 預入単位 | ・ 1円単位 |
| 払戻方法 | ・ 満期日以後に一括して支払います。 | |
| 利息 | 適用利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利（預入時の店頭掲示金利を満期日まで適用します。） ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 |
| | 支払方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。</p> |
| | 計算方法 | ・ 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算となります。 |
| 税金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。 | |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）ただし、1カ月、2カ月を除きます。 | |

| | |
|-------------------|---|
| 中途解約の 取扱い | <p>・満期日前に解約する場合は、下記による預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。</p> <p>なお、中間利払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。</p> <p>(1) 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式により利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。</p> <p>(2) 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれかの低い利率。 ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A、約定利率－約定利率×30%</p> <p style="text-align: center;">(基準金利－約定利率) × (約定日数－預入日数)</p> <p>B、約定利率－ $\frac{\quad}{\quad}$ 預入日数</p> |
| 金利情報の 入手方法 | <p>・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p> |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話 0120-131-811)にお申出ください。</p> <p>・紛争解決措置：東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |
| その他参考 となる事項 | <p>・満期日以降のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p> |